五、株式会社丸石に対する件

昭和五二年（排）第一〇号

排除命令

東京都台東区入谷二丁目三九番一一号
株式会社　丸石
右代表者　代表取締役　石井善次郎

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社丸石は、一般消費者を対象に、昭和五二年二月一一日から同月二二日までを期間とし、「創立五〇周年記念祭」と称して行った懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、一般消費者を対象に、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第一項第一号又は第二号の方法により景品類の提供を行うときは、あらかじめ当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社丸石（以下「丸石」という。）は、肩書地に本店を置き、東京都、千葉県、栃木県、埼玉県、神奈川県、宮城県及び岩手県に合わせて一九店舗を設け、それぞれ「丸石家具センター」と称して、家具類の販売業等を営む事業者である。

二　丸石は、一般消費者を対象に、「創立五〇周年記念祭」と称し、昭和五二年二月一一日から同月二二日までを期間とし、期間中、前記一九店舗のうち、浅草店、鎌ケ谷大仏店、高根店、富津湊店、八千代店、志津店、成田店、西船橋店、宇都宮店、佐野店、足利店、草加店、越谷店及び横浜店の一四店舗において、各店舗ごとに、家具類の購入二万円につき三角くじ一枚を引かせ、一等一四型カラーテレビ（約六万円相当）一本、二等自転車（約三万二〇〇〇円相当）二本、三等ラジオカセットレコーダー（約一万六〇〇〇円相当）三本、四等コーヒーメーカー（約九、八〇〇円相当）五本、五等クラシックカラーラジオ（約五、〇〇〇円相当）一〇本、六等ポケット電卓（約三、〇〇〇円相当）二〇本その他ウイスキー等の景品類を提供することを企画し、この企画に基づき家具類を販売した。

三　丸石の前記懸賞に係る取引の価額は、二万円であるから、懸賞により提供することのできる景品類の最高額は、一万円である。したがって、前記景品類中一等以下三等までの景品類の価額は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、丸石の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）附則第二項の規定により、同条の規定に基づく「懸賞による景品類の

提供に関する事項の制限」（昭和三七年公正取引委員会告示第五号）備考第一項第一号に該当する懸賞であって、同告示第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五二年七月一八日

公正取引委員会

委員長　澤田悌

委員　青山春樹

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎

委員　後藤英輔